

あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業交付金交付要綱

(通 則)

第1 あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業交付金（以下「交付金」という。）は、県民、事業者、NPO、行政等の地域の様々な分野の人々が共通の目標のもとに協働して、地域本来の自然環境を保全・再生し、人と人とのつながりを育みながら、生きものの生息生育環境をつなぐ生態系ネットワークを形成するため、ビオトープ創出事業、ビオトープ維持・向上事業及び調査事業（以下「交付対象事業」という。）の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び交付率等)

第2 交付対象事業、交付対象事業を実施する者（以下「交付金事業者」という。）及び交付対象事業に必要な経費のうち交付金の交付の対象として知事が認める経費（以下「交付対象経費」という。）は、別表のとおりとする。また、交付金の交付率は、10分の10以内とし、上限額は1件当たり300万円とする。

2 国又は地方公共団体が交付する補助金、負担金及び交付金の交付を受ける事業は、対象としない。

(交付申請)

第3 交付金の交付を受けようとする者は、あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業交付金交付申請書（様式第1）正1部・副1部を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定通知)

第4 知事は、第3により提出された申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、交付金の交付決定を行い、あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業交付金交付決定通知書（様式第2）により速やかに、交付金の交付を申請した者（交付金事業者）に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第5 交付金の交付を申請した者は、第4により交付金の交付決定の通知を受けた場合において、交付金の交付決定の内容又はそれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に限り、申請の取下げをすることができる。

(交付対象事業の変更)

第6 交付金事業者は、交付対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめあいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業変更承認申請書（様式第3）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた交付金の額に変更をきたさない場合における次の各号に定める変更については、この限りでない。

(1) 事業目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更

(2) 事業目的を損なわない事業計画の細部の変更

2 知事は、前項の承認をしたときは、あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業変更承認決定通知書（様式第4）により、交付金事業者に通知するものとする。なお、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又はそれに条件を付することができる。

（交付対象事業の廃止）

第7 交付金事業者は、交付対象事業を廃止しようとするときは、あらかじめあいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業廃止承認申請書（様式第3）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をしたときは、あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業廃止承認決定通知書（様式第4）により、交付金事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第8 交付金事業者は、当該年度の2月末日までに交付対象事業を完了しなければならない。

2 交付金事業者は、あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業交付金に係る交付対象事業実績報告書（様式第5）正副各1部を交付対象事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ）の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

（交付金の額の確定通知）

第9 知事は、規則第14条の規定により交付金の額を確定したときは、あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業交付金の額の確定通知書（様式第6）により交付金事業者に通知するものとする。

（交付金交付の請求）

第10 第9により交付金の額の確定通知を受けた者は、速やかにあいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業交付金請求書（様式第7）を知事に提出しなければならない。

（交付金の交付）

第11 知事は、第10および第14による交付金の請求に基づき、交付金を交付する。

（交付金の概算払）

第12 知事は、特別な理由があると認めるときは、交付金の一部を概算払により交付することができる。

2 交付金事業者は、交付金の概算払を受けようとするときは、第3の交付申請書と併せて、あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業交付金概算払承認申請書（様式第8）を知事に提出しなければならない。

（概算払の承認通知）

第13 知事は、第12第2項により提出された概算払承認申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業交付金概算払承認通知書（様式第9）により概算払の申請をした者に通知するものとする。

(概算払の請求)

第14 第13により概算払の承認通知を受けた者は、速やかにあいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業交付金請求書(様式第7)を知事に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第15 知事は、規則第16条第1項に定める場合のほか、交付金事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により交付金の交付決定を受けたとき。
- (2) その他知事が不相当と認めたとき。

(検査等)

第16 知事は、規則第11条の規定により交付金事業者から必要な報告を求めるほか、交付対象事業の遂行の状況に関し必要な検査をすることができる。

(財産の処分の制限)

第17 規則第20条ただし書きの知事が定める期間は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

- 2 規則第20条第2号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価3万円を超えるものとする。
- 3 交付金事業者は、規則第20条の知事の承認を受けようとするときは、あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業に係る交付対象事業財産処分承認申請書(様式第10)を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 交付金事業者が、前項の場合において財産を処分したことにより収入があったときは、知事は、その交付した交付金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。
- 5 知事は第3項の承認をしたときは、あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業に係る交付対象事業財産処分承認通知書(様式第11)により交付金事業者に通知するものとする。
- 6 交付金事業者は、第2項に定める財産について、第1項に定める期間を経過するまでの間、財産管理台帳(様式第12)を備え管理しなければならない。

(収益納付)

第18 知事は、交付金事業により整備された施設の運営、貸与又は譲渡により収益が生じたと認められる場合には、当該交付金事業者に対し収益の一部を県に納付すべき旨を命ずることができる。

(関係書類の整備)

第19 交付対象事業を実施した者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類を当該事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(グリーン購入)

第20 交付金事業者は、事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める愛知県環境物品等の調達の推進を図るための基本方針に準じて環境負荷の少ない物品等の調達に努めるものとする。

(情報公開)

第21 交付対象事業又は交付金事業者に関して、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第7条に規定する不開示情報以外の情報は開示するものとする。

(個人情報保護)

第22 交付金事業者は、交付対象事業の実施において必要な個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに準拠するものとする。

(雑則)

第23 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年2月25日から施行する。

2 この要綱の施行前に交付決定がされた交付対象事業の第17第2項の適用については、従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月21日から施行する。

(別表)

交付対象事業	交付金事業者	交付対象経費
<p>1 ビオトープ創出事業 水辺や樹林地など生物の生息生育空間を新たに創出し、地域の生態系ネットワーク形成を進める事業 例：①工場・事業所、学校などの敷地内におけるビオトープの整備 ②企業が保有する空地などを活用したビオトープの整備</p>	<p>生態系ネットワークの形成を目的とする、複数の団体により構成される団体</p>	<p>(1) 工事費 (2) 設計費 (3) 設備費 (4) 交通費、ガソリン代等の車両の燃料費、駐車場代 (5) 保険料、資材運搬費 (6) 消耗品・資材・用具等の購入・借上・維持修繕費 (7) 広報・印刷費 (8) 会議室等の借上費 (9) 講師謝金 (10) その他事業活動に必要と認められる経費</p> <p>※過去に人工的に創出したビオトープでの整備は除く</p>
<p>2 ビオトープ維持・向上事業 すでにある生物の生息生育空間を整備し、質の維持・向上を図る活動により、地域の生態系ネットワーク形成を進める事業 例：①里山、林や草地、湿地等のビオトープとしての再生 ②公園や緑地、ため池や調整池等のビオトープとしての再整備</p>		<p>(1) 調査委託費 (2) 交通費、ガソリン代等の車両の燃料費、駐車場代 (3) 消耗品・資材・用具等の購入・借上・維持修繕費 (4) 保険料、資材運搬費 (5) 講師謝金 (6) その他事業活動に必要と認められる経費</p>
<p>3 調査事業 上記1、2の実施にかかる生態系ネットワーク形成のための調査 例：①ビオトープ整備事業予定地及び周辺の植生、動植物の生息生育状況の調査 ②モニタリング調査(定期的な生きものの調査)</p>		<p>備考1 交付対象事業のうち、第17第2項に定める財産を生じるハード整備(ビオトープ整備)については、当該財産を取得する団体が当該整備に係る交付対象事業を実施するものとする。 その場合、申請は、複数の団体により構成される団体及び当該財産を取得する団体の連名により行うものとする。</p> <p>2 交付対象事業の「1 ビオトープ創出事業」及び「2 ビオトープ維持・向上事業」については、交付対象経費として、工事費、設計費、又は設備費のいずれかを伴うものとする。</p> <p>3 次の経費については、交付対象外とする。 (1) 団体の日常的な運営費、人件費(講師謝金を除く。) (2) 交際費及び接待費(祝儀、花束、手土産等) (3) 賞金、賞品、記念品等 (4) 通信費(電話、FAX、インターネット等)</p> <p>4 年1～2回程度しか実施しない取組における単価3万円を超える用具、用品又は機器類で、借入れにより対応が可能なものは、原則として借上費を対象とする。</p> <p>5 4により単価3万円を超える用具、用品又は機器類を購入する場合の交付対象額は、合計35万円を上限とする。</p>

- 6 講師謝金については、交付金事業者の会員やスタッフ（内部講師）は対象外とする。
また、30,000円／日・人を上限とし、県の規程等を参考に査定する。
- 7 その他事業活動に必要と認められる経費として、飲食代の計上については、事業実施日の飲食代に限るとともに、活動時間が5時間以上に及ぶ場合のみ対象とし、1人1日当たり500円を上限とする。
- 8 あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金との重複申請は認めない。

愛知県知事 殿

住 所
団 体 名
代表者職・氏名

あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業交付金交付申請書

あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業交付金の交付を受けたいので、あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業交付金交付要綱第3の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 取組の名称

2 交付金交付申請額

金 円

3 添付書類

事業実施計画書

（あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業実施要領 別記様式1）

連絡先 (事務担当者)	所属部署		電 話	
	ふりがな		F A X	
	氏名		メー ル	

第 号
年 月 日

様

愛知県知事

あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業交付金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったあいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業交付金については、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

なお、事業実施にあたっては、関係法令を遵守するとともに、別紙に留意してください。

記

交付金の額 金 円

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所
団 体 名
代表者職・氏名

あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業変更・廃止承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったあいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業について、下記のとおり変更（廃止）したいので承認くださるよう申請します。

記

1 変更（廃止）の理由

2 変更（廃止）の内容

別紙のとおり。

備考1 表題の変更又は廃止のいずれかを○で囲むこと。

2 計画変更にあつては、変更事項ごとに、事業実施計画書（あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成推進事業実施要領 別記様式1）により、変更前と変更後の内容が対比できるようにして作成すること。

・別記様式1（No.1）実施計画書は、上に変更前、下に変更後の内容を記載すること。

・別記様式1（No.3）収支予算書は、左側に変更前、右側に変更後の金額を記載すること。

・別紙様式1（No.4）支出明細書（予算）は、変更前と変更後のものを別に添付し、左上に【変更前】又は【変更後】とそれぞれ明記すること。

第 号
年 月 日

様

愛知県知事

あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業変更・廃止承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあったあいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業の変更（廃止）については、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 交付金額 金 円
（変更前 金 円)
- 2 条件

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所
団 体 名
代表者職・氏名

あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業交付金に係る交付対象
事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったあいち森と緑づくり
生態系ネットワーク形成事業交付金に係る交付対象事業について、下記のとおり実績を
報告します。

記

添付書類

あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業 実績報告書

（あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業実施要領 別記様式2）

支出を証明する書類

事業の実施を確認できる写真

第 号
年 月 日

様

愛知県知事

あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業交付金の額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあったあいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業交付金の額を、下記のとおり確定したので通知します。

記

交付金の額 金 円

様式第7（第10、第14関係）

あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業交付金請求書

金 円

交付決定額 金 円

（うち既交付額 金 円）

上記のとおり請求します。

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所
団 体 名
代表者職・氏名

愛知県知事 殿

住 所
団 体 名
代表者職・氏名

あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業交付金概算払承認申請書

あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業交付金の概算払を受けたいので、あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業交付金交付要綱第12第2項の規定により、下記のとおり概算払の承認を申請します。

記

1 交付決定額（予定） 金 円

2 概算払申請額 金 円

3 概算払の用途および金額 (単位：円)

目的	支出の対象	支出時期	金額
合計			

添付書類

誓約書

(あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業実施要領 別記様式6)

資金計画書

(あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業実施要領 別記様式7)

様

愛知県知事

あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業交付金概算払承認通知書

年 月 日付けで申請のあったあいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業交付金の概算払を、下記のとおり承認します。

記

概算払の額 金 円

愛知県知事 殿

住 所
団 体 名
代表者職・氏名

あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業に係る交付対象事業財産処分
承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったあいち森と緑づくり
生態系ネットワーク形成事業に係る取得財産を次のとおり処分したいので、あいち森と緑
づくり生態系ネットワーク形成事業交付金交付要綱第17第3項の規定により下記のと
おり申請します。

記

1 品目及び取得年月日

2 取得価格 金 円

3 処分の方法

4 処分の理由

様

愛知県知事

あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業に係る交付対象事業財産処分承認通知書

年 月 日付けで申請のあったあいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業に係る交付対象事業財産処分承認申請書については、下記の条件を付けて承認します。

記

（条件）

あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業交付金交付要綱第17第4項により、財産の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を県へ納付すること。

財 産 管 理 台 帳

財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用 年数	保管場所	備考
			円	円				

注1 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

注2 取得年月日は、検収年月日を記載すること。